

を上げるお金を削減しているということで、十分な設備を利用していないわけです。何とか8月だけは電気を入れて水を流すとか、少し工夫をして、そういう流す月を決めて、長井小学校の低学年の子供たちが水遊びとか、水に親しめるような、そういう親水部分にもなっておりますし、未来の川という名前までついているもので、何とか蛍の生息できるような水環境にできないものか、感じてるんですけども、ご答弁お願いいたします。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今は財政が厳しいということで水を上げてない状況でございますけども、やはり期間を限定してやることも検討しなければいけないというふうに思いますし、蛍というのはなかなか難しいというふうには聞いておりますけども、その辺なども、子供たちにその辺研究していただきながら、教育の一貫になるのであれば、ぜひそれも前向きに検討しなかりやならないというふうに思います。

○佐々木謙二議長 5番、谷口栄子議員。

○5番 谷口栄子議員 もう一度、建設課長にお願いいたします。野呂川で、館町北を流れる、山志んさんの前なんですけれども、堰になって幅がちょっと広がってる場所があります。あそこもやはり歩いて、観光客とか市民の方が歩いたときに、やはり川の水、少し汚れている感じがするんですけども、あの部分にこの水質浄化のEMなどが使えないものか、お願いいたします。

○佐々木謙二議長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えをいたします。

野呂川につきましては、館町北の部分で1回ダムアップをしているという状況がございます。なぜかと申しますと、周辺地域の方々で家庭の中、庭とか池に水を上げなければならないということで、どうしてもそこでダムアップをしな

いと水が回らないということがございます。さらにもう1カ所、市民文化会館から少し下りましたタスのところでももう一度とめているという状況で、大変野呂川については非常に水が停滞するというようなやっぱり印象はすごく大きいと思います。定期的にはごみが非常に上流から多量の水があそこに流れてきますので、ごみも一緒に多く流れてくるということから、今現在、業者の方で管理を委託しまして、定期的にやっぱり放流をしているという状況もありまして、先ほど答弁の方でご説明いたしましたとおり、EM自体がやっぱり定着性を図るために結構長い期間が必要だということもありまして、その点だけで、入れただけで効果が出るまでの期間をそのまま放置するということはちょっと不可能だと思います。ですので、どうしてもやっぱりごみがたまったら清掃するというふうな繰り返しをさせていただくというのが今の現状だというふうに私は理解をしております。

○佐々木謙二議長 5番、谷口栄子議員。

○5番 谷口栄子議員 ありがとうございます。以上で終わります。

○佐々木謙二議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

## 藤原民夫議員の質問

○佐々木謙二議長 順位8番、議席番号12番、藤原民夫議員。

(12番藤原民夫議員登壇)

○12番 藤原民夫議員 私は、通告している2点について、市長並びに関係課長にお尋ねをするものであります。

初めに、第1点は、国が6月から実施した定率減税の全廃と税源移譲に伴う市民税の大幅引き上げによる市民生活への影響について市長にお尋ねをするものであります。

定率減税の廃止と税源移譲の影響で、6月から多くの世帯で市県民税が大幅に上がりました。政府は、「税源移譲によって所得税と住民税と合わせた全体の税負担が変わることは基本的にはありません」というふうに宣伝をしております。果たして本当にそのとおりなのかを検証してみることにしました。

ことし1月には、所得税の定率減税が全廃されました。しかし、所得税から住民税に税金を移しかえる税源移譲という操作の影響で、多くの世帯では定率減税全廃による増税分を合わせても見かけ上、所得税が減額しました。しかし、その減額分も6月には税源移譲による住民税増税で帳消しになります。さらに6月には、住民税の定率減税全廃による増税が加わります。これらによって多くの世帯で住民税額が大幅に増加いたします。さらに政府は、年金課税の強化や所得の少ない高齢者に対する住民税の非課税限度額の廃止を進めてきました。これらによって、高齢者を引き続き雪だるま式に負担増が襲ったのであります。

昨年の6月には、公的年金等控除の縮小や老年者控除の廃止、所得の少ない高齢者に対する非課税限度額の廃止によって高齢者の住民税が大幅に増加しました。非課税限度額の廃止によって新たに住民税が課税された世帯は2008年度までに段階的に住民税が増税になるのであります。この影響で、ことし6月にも住民税が増加

したのであります。住民税の増税に連動して、国民健康保険税や介護保険料が段階的に引き上げられるわけでありまして。

報道によりますと、6月からの負担増について、家族構成別の世帯ごとの負担増が試算されております。例えばサラリーマン4人家族の場合、夫が50歳で年収600万円、妻が45歳で専業主婦、子供が高校生と中学生の4人暮らしの場合、5月までの住民税が1万1,000円だったのが6月は2万500円、住民税の年間増加額は10万8,000円となるのであります。また、単身サラリーマンの場合、28歳の男性で年収300万円の場合、5月までの住民税が5,000円だったのが6月の住民税額は1万1,000円で、住民税の年間増加額は約6,400円というふうになります。また、高齢者単身世帯の場合、70歳の女性で年収240万円の場合、06年度の住民税額は1万2,900円、07年度の住民税額が5万200円となり、年間増加額は3万7,300円もの増税となるということでありまして。

巨額の軍事費などむだ遣いをやめて、大企業や大金持ちへの減税を見直し、税の負担能力に応じた負担を大企業や大金持ちに求めれば、庶民増税に頼らなくても税収をふやすことができると思うのであります。こうした税収によって社会保障の充実や財政再建の道筋を開くことができるのであります。

市長にお尋ねいたします。増税は、増税中止法案を国会に提出して成立させるなどすれば、やめさせることができるのであります。庶民増税の中止を求める声を市民の大きな世論にして政府に迫る考えはないか、またこのたびの住民税の定率減税全廃についての考えについてお聞きをするものであります。

税務課長にお尋ねをいたします。1つは、国税、住民税などは前年の所得に基づいて賦課されるわけでありまして、前年の収入にかかわらず失業や倒産、病気入院、災害などで今年度

+

の収入の激減が予想される場合、市の条例などの規定によって国保税の減免をできることがあるわけでありましたが、その点についてお聞きをいたします。

第2点目は、現行の減免制度の問題点についてお尋ねをいたします。

基本的には、低所得者向けの法定減額、収入が激減した場合の条例減免の二本立てになっているわけでありまして。しかし、収入が極端に少なく、生活保護水準以下の場合でも、国保税は8割免除の対象にはなってもゼロにはならないわけでありまして。また、条例減免が周知徹底されていない場合も多く、災害減免以外の申請者が少ないケースも見られるように思います。これは、条例が十分整備されていなかったり、周知が不十分で利用が少ないのが現状なのではないか、お伺いをするものであります。

福祉事務所長にお尋ねをいたします。税の減免や各種負担の軽減の方法が今ほど大切な時期はないと考えるのでございます。

例えば白鷹町では、「ご存じですか 保健・福祉・医療・介護サービス」というパンフレットをつくって、障害者福祉に関するサービスの内容や高齢者福祉に関するサービスなどのほか、保健課に関するサービスなどを掲載した、わかりやすい白鷹町独自のパンフレットを手づくりでつくっております。サービスの内容やサービスを受けるための手続、あるいは費用、その対象者など、見やすく簡便なものにしております。でき合いの美しいパンフレットよりも、具体的な身近な地名、地区名などの入った親しみやすい、活字も大きなパンフレットであります。ぜひ研究して、作成することについてどうお考えか、お尋ねをするものであります。

次に、長井まちづくり基金事業についてお伺いをいたします。

先日の新聞報道によりますと、長井市と企業や市民、また財団法人民間都市開発機構が

3,000万円ずつ出資して設立した長井まちづくり基金の初年度の助成金の交付先が、9団体の10事業と決まったということでありまして。審査には長井まちづくり基金委員会が当たり、助成事業の募集には、11団体から12事業の申請があったということでありまして。

決定した事業の中には、直江兼続公ゆかりの社の景観保全事業というのが入っているということでありまして。

直江兼続公といえば、来年のNHKの大河ドラマの主人公ともなり、郷土にもなじみのある上杉の武将であります。

しかし、事業の内容を見れば、神社の拝殿改修工事の一環として、境内にある大杉の枝を伐採する費用だということに聞いております。事業そのものは、神社の屋根が老朽化のため雨漏りがひどく、改修工事をしなければ神社建物の保存に耐えられないということで、屋根の改修を行い、歴史ある神社と周辺の景観を保存するというものであり、宮地区6町内の地区長や各町の氏子総代、氏子委員や獅子舞保存会などが役員となって、社の景観保全事業として進めるということでありまして。

直江兼続公は1560年、現在の新潟県南魚沼郡に生まれ、後に上杉謙信に仕え、そして1600年、最上討伐戦争の指揮を取って、後に上杉景勝に仕え、置賜郡30万石を豊臣秀吉の指名で与えられ、上杉を支える武将として活躍したと伝えられて、1619年、60歳で没した人物であると長井市史には書いてあります。

私がここで申し上げたいのは、直江兼続公の業績や兼続公が領民に示した、生産や生活のたしなみなどを示した「身持之書」と言われるおふれ書きなどの研究などとは違って、一神社の改修費用のために、市民の貴重な浄財や公費を支出することはどうなのかということでありまして。憲法第20条には、信教の自由、国の宗教活動の禁止ということで、「信教の自由は、何人

に対しても保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならない」、あるいはまた、「国及びその機関は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」、こういうふうに出ているのであります。

市長にお尋ねをいたします。まちづくり基金の助成交付金先の決定についてどのようにお考えか、お聞きをするものであります。

また、商工観光課長にお尋ねをいたしますが、助成事業の交付決定の経過についてお尋ねをいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 藤原民夫議員の質問にお答えいたします。

藤原議員から2点ほどご質問をいただいております。

まず最初に、税源移譲による住民税の増額の影響についてということで、議員から、6月からの市民税の大増税についてということで質問いただいております。

国から地方への税源移譲が19年度より実施され、具体的には一部高額所得者を除いて所得税を減額し、市民税を一律10%とすることで、所得税から市民税への税のウェートを移す税源移譲により行われました。

税源移譲実施の際に、国では、テレビ等も利用し、PRを行いました。その内容は、同じ収入であれば税源移譲によっても税負担は基本的に変わらないと説明されております。扶養控除などの人的控除までは所得税と市民税で税負担が変わらないような制度改正が行われましたので、ご理解と、納税にご協力いただきたいというふうに思います。

また、定率減税廃止についての市長の考えは

ということでございますが、平成11年から実施されてきました定率減税の廃止が、平成18年、19年にかけて、所得税、市民税ともに段階的に行われております。市民税につきましては、18年に2分の1の7.5%となり、19年度の課税では廃止となりました。この分については負担増となっております。

定率減税は、景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置として導入されたものですが、現在は導入当時の平成11年と比較し、金融機関の不良債権の縮小、経済成長率の改善、企業の設備投資等の回復・増加が見られますので、こうした経済状況の好転を踏まえ、廃止されたものと理解しております。

定率減税の廃止につきましては、地方によってはまだ景気回復が弱いところもあり、景気への影響を懸念する声もありましたが、現在の全国的な経済情勢を踏まえ、また、影響をできるだけ少なくするために段階的に縮小し、廃止するなどの措置をとった上で、与党や政府の税制調査会等の検討を踏まえて、国の判断で行われたものでございます。

定率減税廃止の影響はすぐにはあらわれない部分もありまして、現時点で早急な判断をすることは適正でないと思っておりますし、一地方自治体からの視点だけでは全体的な判断は難しいのではないかとこのように考えます。しかし、定率減税が半減されました昨年度の影響として、個人の可処分所得が減少し、個人消費に大きな影響を与えているといった報告が出ているわけでもありませんので、景気への大きな影響もなく実施できたのではないかと感じているところでございます。このため、定率減税の廃止についての国への中止等の要望は、現段階では考えていない状況でございます。

次に、質問の2項目の長井まちづくり基金の助成金の交付についてお答え申し上げます。

まず最初に、一神社拝殿改修事業への助成金

交付と憲法第20条の関連について、当該事業の概要についてお話ししたいと思います。

当事業については、平成21年放映予定のNHK大河ドラマ「天地人」に登場する直江兼続公ゆかりの杉が總宮神社境内にありますことから、枝打ちや看板設置等により、観光資源の整備を行うものというところでございます。申請者の名称が總宮神社において予定されておる拝殿改修事業の委員会の名称であり、かつ宗教施設内での整備ではありましたが、助成対象事業が宗教活動行為にかかわるものではなかったこと、それから、観光資源としてまちなか観光等への波及効果も期待できることから、審査委員会、基金委員会を経て採択されたものでございます。

議員ご指摘の史実に基づくものなのか、あるいは根拠もないのに基金を支出することについてどのように考えるかということでございますが、史実を確認する文書等は現在のところ確認されていないようです。しかしながら、慶長年間に上杉景勝が越後から会津120万石に移封され、直江兼続が米沢城に入った際、下長井一の宮に参拝し、杉を植え、刀剣を奉納したと伝えられております。兼続が当地域を統治していたのは事実でございますが、文書が確認されないとしても、杉や刀剣が現存することを考えれば、市民の方がこれを今後のシンボルとして地域の活性化に資していこうとする計画に対して、基金として支援することとした判断については、問題はないというふうに考えます。

次に、憲法第20条との関連でございますが、信教の自由と行政の関与に係る憲法第20条の関係でございますが、まちづくり基金は市民全体の財産であり、産業活性化として優先すべきことを市民の判断で選択していく市民の制度として期待するものでございます。この事案については、申請の目的に、NHKドラマで直江兼続が取り上げられることになり、彼や歴史に対する関心が高まることが考えられるが、米沢市だ

けではなく、長井市にも兼続ゆかりの神社があることを宣伝し、交流人口の増加を見込みたいとするものでございまして、これは宗教活動にかかわるものでもなく、この趣旨から、問題とは考えておりません。

詳しい基金の申請、決定の経過等については、商工観光課長から説明申し上げます。また、さきに答弁いたしました市民税の増税についても、詳しいことについては税務課長から答弁させます。私からは以上でございます。

○佐々木謙二議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 それでは、私から、質問のありました2点につきましてお答えさせていただきます。

初めに、条例に基づきます国保税の減免についてでございますが、確かに税条例によりまして、国保税の減免制度をうたっております。特に災害等がございました場合は、この条例に基づきまして、別途要綱等を作成いたしまして、自然災害等に遭われた方に対しましての周知をさせていただきまして、減額をさせていただいております。また、火災等に遭われた方につきましては、それぞれ固定資産税係が調査をいたしまして、固定資産税のそれ以降の減免もさせていただきますし、その減額の状況を受けまして、国保税等へも連動するようにはなっております。ただ、時期的にそれぞれ違いますので、多少更正の時期のずれが生じる場合がございます。あと失業ですとか倒産、病気によります場合は、それぞれの方、ケースが違いますので、個々に相談をさせていただいた上で、減免等の基準に該当するのかは判断をさせていただいております。

2番目の生活保護水準以下の場合でも国保税の軽減が、制度的には7割が上限でございますが、7割の免除までしか受けられないのではないかとございまして、これにつきましても、民生児童委員等の方のご照会でありま

すとか本人からの申請に基づきまして、条例に基づきまして減免ができるかというのを判定会議を開催いたしまして、必要な方につきましては減免をさせていただいておりますので、市の方で相談をいただきましたり、あるいは民生児童委員の方、あるいは地区長さんを通じまして、地区からの情報が上がっている方につきましては、大体こちらの方で把握させていただきまして、直接その家庭を訪問させていただいて対応しておりますので、周知漏れというのはまずほとんどないというふうに考えております。

○佐々木謙二議長 平 英一福祉事務所長。

○平 英一福祉事務所長 お答えいたします。

各種負担の軽減の広報をというふうなお話でございましたが、昨年度から厚生協会の協議会などでも蒲生吉夫議員の方からも介護保険に関する、介護保険は何となく難しいものですから、そういったパンフレットをつくったらどうだというふうなお話をいただいております。それで、ことしの5月の15日に、ここにありますが、「あったかいね！介護保険」というものですが、これを全戸配布させていただいております。なるべく詳しくわかりやすくというふうな考え方でつくったものですから、25ページにも及んでおります。中には相談窓口の紹介とか、介護事業者の長井市内、それから置賜地域のマップとか、そういったものまで掲載しております。中に軽減についての項目もございまして、そこで、軽減の該当者、565人ほど長井市におりますけれども、その方には全員に申請書を送付させていただいて、手続の案内をしております。

ご提案いただきました高齢者とか障害者の方の福祉も全般に網羅した総合的なパンフレットをつくったらどうだというふうなご提案でございましたものですから、その辺も研究させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○佐々木謙二議長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 藤原議員のご質問、助成の交付決定の経過について、私の方からご説明をさせていただきます。

基金につきましては、5月に基金委員会並びに地場産業振興センターの理事会で、その枠組み、あるいは予算等をご審議いただきまして、6月1日の市報に折り込みの形で募集をいたしてございます。6月1日から29日の申請期間を設けさせていただきまして、その結果、今お話がありましたように、12件の応募がございました。7月20日に審査会を開催いたしまして、その審査の結果を受けて、7月の25日にまちづくり基金委員会を開催し、助成対象団体並びに助成額を決定したというふうな状況でございまして、応募が12件、採択が10件というふうなことでございます。

なお、ご質問の事業につきましては、申請の対象として拝殿改修というふうなこともあったわけなんです、審査の中で、その事業費の内訳の中で、直江杉の間伐、それから直江杉に係る看板等の設置事業について認めたというふうな経過になってございます。以上です。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 住民の皆さんは、ことしの6月の通知をもらって大変驚いておられるわけです。納税通知ですね。大体1.5倍、あるいは2倍、3倍になったというふうな驚きの声が寄せられ、また、はがきなどもいただいて、一体どうなってこういうふうな結果になったんだというふうな反響が随分あったわけでありまして、今の市長の答弁をお聞きいたしますと、結局は大したことはないんだというふうな、こういうふうな感じを受けておられるわけでありまして。

しかし、今回の選挙でも、ちょうどその当時の選挙でありますから、当然こうした問題が国民の怒りを買って、参議院選挙ですね、怒りが広がったというふうなことは、マスコミでも広く書かれておられるわけですし、歴史的な大敗とい

+

うふうに思うわけではありますが、こうした弱肉強食の構造、これに対する国民の怒りの審判が下ったのではないかというふうには私は考えるのであります。まず庶民への大增税、そしてまた、これから押し寄せようとしている消費税の増税、その計画、毎年続く社会保障の切り捨て、こういうことにとっても我慢ならないという国民の皆さんの決意が投票行動となってあらわれたというふうには私どもは判断をしておるわけでありませう。

それで、高過ぎる国保税、これは昨年6月1日現在で過去最高の全国で480万5,582世帯、これが滞納世帯をつくり出した。そして、前年よりも10万4,000世帯増加して、国保加入世帯の19%に達したという報道があります。つまり5世帯に1世帯は国保税を納めることができないうと、こういう状況をつくり出したというふうなことであります。保険証を取り上げられた資格証明書の交付、これは前年よりも3万2,000世帯ふえて35万1,270世帯に及んだ。さらに短期保険証の交付は122万4,849世帯に、前年よりも15万世帯増加したというふうな報道でございます。こうした高い年金保険料を払えずに、年金保険の方ですが、年金制度から除外されつつある人が1,000万人も上る、こういう事態が全国で起こっている。

さらに、生活保護世帯が1992年58万5,972世帯だったのが、2004年の99万8,887世帯に、さらに2006年には106万世帯に増加したというところでございます。その上、まじめに働いても生活保護水準以下の生活しかできない貧困層が激増して、10世帯に1世帯の400万世帯を超えて広がっている。また、ワーキングプアといって社会問題にこうした方々がなっていると。あるいはまた、国民年金だけしか受け取っていない高齢者、こういう方々は約900万人、平均受給額は月に4万6,000円だと。この高齢者にも来年の4月から後期高齢者医療制度が適用される

ことになるわけでありませう。一方で、餓死者まで出した過酷な生活保護抑制の行政の実態が明らかにされておるわけでありませう。

障害者福祉でも、介護保険でも、施設からの追い出しが進められております。食費や居住費の負担が今まで月2万4,000円だったのが、ことしから5万2,000円にはね上がったのであります。

また、貯蓄ゼロの世帯、1972年（昭和47年）には3.2%だったのが、2005年には全世帯の23.8%にも上っている。全国の世帯数が約4,700万世帯でありますから、1,178万世帯が貯金ゼロになったということでありませう。

さらにまた、「月刊消費者信用」に掲載された2001年3月期の決算によると、大手サラ金5社、武富士、プロミス、アコム、アイフル、三洋信販、この5社の総口座数は1,114万2,325口になっているということでありませう。サラ金大手5社に限っても、延べ1,100万人を超える人が利用しているということになるわけでありませう。貯金ゼロ世帯1,178万世帯と関連づけられるものであります。

一方、資本金10億円以上の大企業は、バブルの最高潮だった1989年のときよりもさらに大きい経常利益を上げておるのであります。1989年に18兆円の経常利益だったものが、2006年は33兆円という、バブルの最高潮のときよりも1.8倍の史上最高の利益を上げております。ところが、この大企業が国に払っている税金、これはバブル時期よりも3割も低くなっているということでありませう。本当は、1.8倍のもうけでありますから、8割は多く税金を払って当たり前なのに、3割も低い税金で済むような仕組みになっているのであります。

山形県内でも、資料によりますと、国保の滞納者が毎年増加して、2005年の国保加入世帯の13.1%、2万9,938世帯に達しております。また、国保証取り上げの資格証明書の交付がこの

3年間で2倍以上にふえて、1,011世帯になっております。短期保険証の交付は6,287世帯に急増しております。また、この7月20日付の山形新聞によれば、「2006年度、県信用保証協会が倒産企業などにかわって債務を支払った代位弁済の総額が前年度より31%増加して、60億9,700万円に上った。貸し渋り対策に導入された特別保証制度に対する代位弁済が増加した2002年度に次ぐ高水準で、格差が改めて裏づけられた」というふうに報じられております。

このように、弱肉強食の構造改革、これは国民、県民に耐えがたい苦しみをもたらしているのであります。国民は、弱肉強食の構造改革路線にはもう我慢がならないというふうに、このたびの選挙で自公政権にノーという厳しい審判を下したのではないかとというふうに考えるのであります。

このような事態が実に国や県というふうな規模で言ったからこういったことになったのではなくて、まさに長井市でもこういう状況が、それに近い状況があるのではないかとというふうに考えられますが、税務課長は、こういったことに対する具体的な住民の皆さんの生活の状況、そういうものをもう少し詳しく分析、研究して、そして発表するというふうなことのおつもりはあるかどうか、お聞きいたします。

○佐々木謙二議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 税務課といたしましては、現在の税制度に決められております課税の仕方によりまして課税をさせていただいておりますので、市独自に課税あるいは減免の制度を設けない限りは、今の法律に基づきまして税務課としては課税をさせていただくということになります。

なお、16年以降、給与所得者の給与状況等を課税の中身から調査をしておりますけれども、その中では16年以降、長井市全体での給与総額というのはほとんど変わらずに推移をしてき

ております。

そうした中で、雇用自体は約400名ほどふえておりますので、1人当たりの所得額というのは若干下がっているというところはございますけれども、給与総額並びに雇用者がふえているというところでは、景気的にはそんなに不安定にはなっていないということで、現在の税制度に基づきます課税をさせていただくという考え方でおります。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 そうしますと、いわゆるまじめに働いてもなかなか生活保護水準に達しないというふうな世帯、いわゆる貧困層の世帯が市民の中でどのような形で、ふえてはいない、あるいは何とか頑張っているというふうな、こういう統計は一体どういうところから出るものか、税務課長にお聞きいたしたらいいのか、あるいはどなたにお聞きいたしたらいいのかですが、税務課長、どうですか。

○佐々木謙二議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 税務課としましては、申告の時期にそれぞれの収入に応じまして申告をしていただいておりますので、課税対象となります方の所得等の把握をさせていただいておりますし、また、課税外になりました場合の所得の把握はさせていただいておりますが、低所得者層の現状がどういうふうにあるかということまでは、ちょっと現在は分析をしてないところでございます。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 そうすると、こういうことを分析するというふうな資料は税務課にはあるわけですが、実際にこれを分析して、それを市の政策に生かすというふうな形になるには、どの分野の課がそういったことを行うものか、市長、お聞きいたしますが、どうですか。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

+



ただいま税務課長からお話がありましたように、所得の申告の時期にそれぞれの、例えば120万円以下の所得の皆様ですとか、あるいは200万円以下とか、そういったくりでの、何名の方がその層にいらっしゃるかという分析はできるわけですが、議員がおっしゃってるのは、どのようにしてそれを活用するといえますか、そういったことだと思いますが、これは市全体のまちづくりの方向にかかわることもありますので、特に何課で担当するというのではなく、例えば企画調整課であったり、あるいは商工観光課であったり、また農林課であったりとか、さまざまな所管課にまたぐものと考えております。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 市の政策をつくるに当たっては、例えば税務課のいろんな資料を単に年度の状況を見るとか、あるいはまた福祉のいろんな情報について、それを単に比較検討するというふうなだけであってはならないわけですね。それを十分に材料にしながら、今後の市政の弱点を、あるいはまた勢いづいているところをどのように進め、あるいは補っていくのかというふうな、こういう数字で政策をつくっていくというふうな担当がやはりしっかりとあって、そして、その結論を市民の皆さんに開示して、広報でそれを取り上げて、市民の皆さんを励ましていくというふうな元気が市の大きな仕事になるのではないかと。ただ単に数字をことしはどうだった、去年はこうだったからこうだというふうなことだけでは、やはりだめだと思うんですね。そういったものをするために、具体的には、例えば税の減免をどうする、あるいは各種の負担の軽減がことしはできるとかできないとか、あるいはどうしても増税をやらなくてはいけないとか、そういった結論を、一体どこで結論を出すのかという、その点が一体どういうふうに機構上なっているのか。市長、どう思う

んですか。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 藤原議員のご質問でございますが、税金の賦課についてはやはり現の税法上に沿って賦課しているわけでございますが、市単独での賦課というのは、例えば住民税でもできますけども、それらについては、今、現税法上に基づいて賦課しているということでございます。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 結局市民の皆さんには、なかなか財政が大変だとか、あるいはまた夕張市と比較すればこうだとか、そういった余り元気の出る話でないものがぐっと伝わって、広まっていくというふうなことになってはちょっと困るのではないかと。打開の道はどういうところにあるんだというふうなことを自信を持って示せるというふうなことには、やはり皆さんの持っておられるいろんな資料を分析して、そしてそれを市民の皆さんにこうだというふうに示す。そういう科学的な行政のあり方が必要なのではないかということを描いて、次に移りたいと思います。

先ほど商工観光課長から兼続杉についての話がありましたが、「直江兼続のすべて」というのは、これは米沢の何だっけ、あそこの資料館で売ってるんですね。兼続についての資料はいろんな資料を売っておりますが、これによりますと、やかたの裏から登ると一本杉がありというのは、もっとちゃんと言わないとわからないな。兼続というのは、先ほど申し上げましたが、新潟県に生まれたんですね。そこで、坂戸城というところで、上杉景勝の母が上杉謙信の姉で、そして兼続がそこに生まれたということでございますが、そのやかたの裏から登ると一本杉があり、ここに上杉景勝、直江兼続誕生の地と刻まれた石碑があるというんです。この一本杉があつて。ですから、米沢に行けばわか

るんですが、これ、兼続に関する資料なんですが、これに直江杉というふうに兼続の資料に書いてあるんですね。私はよくわからないんですが、しかし、杉の木をここの總宮神社に植えたという伝説らしいですから、これは伝説としても、杉の木は、こういったことで石碑が立ってるんですね、兼続の生まれたところの神社に。ですから直江杉というのかなと思っていたら、長井市で出した、神社で出したPRによりますと、そうでなくて、兼続が来てこれを植えたんだということですから、それはそうなんでしょうけども、果たして兼続という人についてどうだというふうなことで、私も随分調べてみました。

その中で、これ、「長井の歴史物語」という本なんですが、竹田市太郎先生が書いておられるんですね。ここで、直江兼続が上杉景勝に従ってここへ来たんですね。ただ、兼続といいますが、この辺で非常に有名なことは、「身持之書」といいますか、私、この読み方がわからないんですが、「地下人上下共身持之書」、兼続が当時のこの辺の農民の生活について具体的に指図してるんです。農民はこうしなければならない。こういうふうな生活しなければならない。こういうふうなのがあるんです。例えば国主、つまり自分たちのことですか、国主を日月と思ひ、地頭、代官はその土地の氏神ととうとび、肝いりは本当の親と思わなければならない。このようなことをずっと何条も書いて、大変この中では女性にとってはうまくないこともあるんですね。例えば5月に入っては田を植えろ。男は苗代におり立ち、めでたい草歌を歌い、女房はほおに化粧し、紅をつけ、新しい衣装に傘をかぶり、しりを掲げて、黒い体は白く化粧しとかなんとかっていろいろな、あるんですね。「身持之書」。これは領内の、この辺の農民の生産への努力、向上、発展、これを明らかにした極めて細かい指導書であるというふうなこと

で、後で徳川幕府が出した慶安の御触書、これの下書きではなかったかと言われるくらい、非常に有名な資料でありまして、むしろ一本の杉なんていうものではないんですね。

ですから、こういったことなども、杉の木をそこに記念として植えると、植えるんでなくて、記念のあれで事業費を使うとなれば、もっとやっぱり十分な検討、研究をしなければ、「神社に公費を使って何だ」というふうに私も随分手紙をもらいましたから、こういうだけで批判にさらされては、せっかく皆さんが兼続を思い、あるいはまたふるさとがこういった形で取り上げられたということの自信といえますか、誇りといえますか、そういったことがはげてしまうのではないかと。もっとやっぱり商工観光課としてもこういった歴史については十分に研究して、そして兼続杉というのは米沢のお城にばかりとられていないで、本当に總宮神社あるいは遍照寺、こういった大変な、大体三、四百年前、慶長年間ですから、400年前の杉。400年もある杉立ってるかな。どうかですが、そういうものだというふうにして、きちっと自信持って宣伝をする必要があるのではないかと、そう思うんです。

ついでに言いますけれども、總宮神社というのはこのころは、兼続が頑張った時代は遍照寺のいわばお庭番なんですね、あの神社というのは。明治になってから神社仏閣と分けられて、そして今のような形になったわけですが、やはり遍照寺史も私もずっと見ましたけれども、兼続については出てないんですね。ですから、民俗研究者によって初めて明らかにされる、そういう研究がいろいろ出てくるのではないかと。兼続については、米沢を立て、この辺をざっと回って白鷹に行って、白鷹の神社にも何かするとかいうふうな歴史もありますから、十分に研究して、ただ単に憲法第20条にあればおかしいんでねえかというふうなことで騒がれる

+

というふうなことでなくて、自信持ったあれをする必要があるのではないかなど。何か私がこの憲法第20条があるからやめろっていうふうに言うんでねえかというふうにとられればちょっと困るんですが、そうではなくて、でたらめ書いてもうまぐないわけだけど。そういう点で、きちっとした、兼続杉を自信を持って守るんだと、神社にどうだということではなくて、そういうふうなついでに兼続の研究を我々独自で、西置賜の独自で研究すれば、いろんな掘り出し物が出てくるんでないかと。この「身持之書」というのは、これは竹田先生あるいは川村先生たちが発掘した貴重な書類ですから、やはりこれを十分研究して、兼続杉のイメージに貢献できるようにすべきではないか。あるいはまたこのことを、これから脚本を書くと思うんですが、NHKにきちっと言って、こうなんだというふうにして、長井の方にも観光にぜひ役立ててもらえるような形の、きちっとした説得力のあるPRを商工観光課としても、地元の歴史研究家や、そういった方々の知恵、お力をおかりしながら盛り上げていくべきではないのかと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木謙二議長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 大変ありがたいご意見、ご指導、アドバイスをいただきまして、まことにありがとうございます。こういった基金というふうな形を市民の皆さん方、それから議会の皆さん方からご賛同を得て形がつくられたと、それが一つの契機になって、こういうふうな形で市民の中から直江兼続というふうなものを生かしながら頑張ってみようというふうなことで出てきたというふうに感じております。そういった点もありがたいというふうに思いますし、今、藤原議員がおっしゃったような深みのあるものを通して、深みのある観光といえますか、長井のまちづくりに資していきたいというふうに考えております。ありがとうございます

した。

## 大道寺 信議員の質問

○佐々木謙二議長 次に、順位9番、議席番号4番、大道寺 信議員。

(4番大道寺 信議員登壇)

○4番 大道寺 信議員 お疲れのことと思えますけれども、一般質問、最後の質問になりました。もうしばらくご清聴をお願いしたいと思います。

本定例会に当たり、通告してあります3点について質問をいたします。

第1点目は、格差への対応についてお聞きをいたします。

7月の参議院議員選挙は、年金問題や政治とカネ、格差問題などを争点に行われました。結果はご案内のとおりであり、そのことに言及するつもりはありませんが、私たち地方にとっては格差問題が大きな課題として存在することを改めて認識したのではないかと思います。格差はさまざまな領域にわたっており、地方と中央の格差、雇用格差、所得格差、企業間格差などありますが、いずれも私たちのような地方にとっては厳しい状況にあると思います。これらの格差は以前からありましたけれども、小泉内閣の構造改革路線のもとでその格差は拡大をしてきております。

2007年度の経済財政白書では、「日本経済は戦後最長の景気回復を続けているが、所得格差を放置すれば全体の国民生活水準が低下する」と警鐘を鳴らしています。経済白書が格差問題を取り上げたのは2006年度に続いて2度目ですが、前回は、「フリーターなどの増加で若年層に所得格差が広がり、将来的に全体の格差につながるおそれがあり、雇用対策が重要」として